

一般名処方に関するお知らせ

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う取り組みを行っております。特定の医薬品が不足した場合であっても、一般名処方により必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら、当院職員までご相談ください。
ご理解ご協力をお願いいたします。

高台病院 病院長